

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

財 政 局

（平成 22 年度）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置									
<p>8 経理事務</p> <p>(6) 売却可能資産の開示不備</p> <p>市の売却可能資産の選定基準は、一定の条件を満たした「売却予定資産」を対象としている。</p> <p>この結果、例えば以下のような普通財産は本来の意味での売却可能資産に該当するが、市が開示している売却可能資産（連結ベース）には含まれていない。</p> <table border="1" data-bbox="196 748 753 1140"> <thead> <tr> <th data-bbox="196 748 596 824">名称</th> <th data-bbox="596 748 753 824">当報告書の記載箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="196 824 596 900">仙台駅東第二土地区画整理事業地内公共施設</td> <td data-bbox="596 824 753 1140" rowspan="6">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 900 596 947">仙台港背後地土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 947 596 1023">長町7丁目西地区再開発地区計画区域内公共施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 1023 596 1059">旧東京事務所跡地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 1059 596 1097">公営企業会計の売却可能資産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 1097 596 1140">公益用地（普通財産）</td> </tr> </tbody> </table> <p>市の開示対象外の売却可能資産が貸借対照表作成に与える影響が大きいと推測されることから、平成 21 年度における売却可能資産の開示に不備が生じていると考えられる。</p>	名称	当報告書の記載箇所	仙台駅東第二土地区画整理事業地内公共施設	略	仙台港背後地土地区画整理事業	長町7丁目西地区再開発地区計画区域内公共施設	旧東京事務所跡地	公営企業会計の売却可能資産	公益用地（普通財産）	<p>財務書類については、これまで「総務省方式改訂モデル」に基づき作成してきたが、平成 26 年度に総務省から新たな作成基準である「統一的な基準」が示されたことから、平成 28 年度決算よりこの基準に基づく財務書類を作成している。売却可能資産の範囲については、「統一的な基準」について実務的な取扱いを示した「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に基づき、仙台市公有財産利用調整委員会で売却方針の確認がなされた資産とし、財務書類にその旨記載している。</p>
名称	当報告書の記載箇所									
仙台駅東第二土地区画整理事業地内公共施設	略									
仙台港背後地土地区画整理事業										
長町7丁目西地区再開発地区計画区域内公共施設										
旧東京事務所跡地										
公営企業会計の売却可能資産										
公益用地（普通財産）										